

勧誘等に関して出資者に対し虚偽のことを告げる行為を行っている者に対する警告書(案)

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇財務(支)局長 印

金融商品取引法第63条第4項の規定により、適格機関投資家等特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、その勧誘等に関し、顧客に対し虚偽のことを告げる行為は禁止されています。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は勧誘等に関し虚偽のことを告げる行為に該当すると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合又は当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

(注) 金商法第39条第1項又は第2項各号に掲げる行為を行っている者等に対する警告書は、この様式に準じて作成すること。

投資者保護上問題がある行為を行っている者に対する警告書(案)

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇財務(支)局長 印

適格機関投資家等特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、投資者保護に留意する必要があります。

今般、当局が調査しましたところ、貴社においては、()〇〇〇〇の行為を行っていると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合又は当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

(※) 「出資者の出資金を不正に流用している」等、投資者保護上問題となる行為を具体的に記載すること。